

(1) 葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例に規定する基準(国が定める基準を準用)を満たしていると認められる施設

葛飾区では、令和3年4月1日以降、条例で定める基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象外となります。
下記施設は基準を満たすため、証明書交付年月日以降無償化の対象となります。

No.	施設名	所在地	設置主体名	確認年月日	確認辞退・廃止年月日	証明書 交付年月日	備考
1	都市型保育園ボラー 東京金町園	金町6-2-1-2F	株式会社タスク・フォース	令和元年9月27日		有	東京都認証保育所
2	エデュケーション・かなまち	金町6-4-2-2F	株式会社パソナフォスター	令和元年9月27日	令和2年3月31日	有	認可保育所へ移行
3	ぼけっとランド亀有	亀有3-29-1-204	学校法人三幸学園	令和元年9月27日	令和2年3月31日	有	認可保育所へ移行
4	まなびの森 保育園亀有ブチ・ クレイシュ	亀有3-10-2-2F	株式会社こどもの森	令和元年9月27日		有	東京都認証保育所
5	どんぐり保育園	西亀有1-26-9	有限会社どんぐり山のうさぎ	令和元年9月27日		有	東京都認証保育所
6	たけのこ保育園	堀切8-5-9	有限会社たけのこ	令和元年9月27日		有	東京都認証保育所
7	保育園あつぷるキッズ青戸園	青戸3-32-3-2F	株式会社育志	令和元年9月27日	令和5年3月31日	有	東京都認証保育所
8	キャンディパーク保育園	青戸6-1-13-5F	株式会社カラバ	令和元年9月27日		有	東京都認証保育所
9	アイキッズ認証保育園	東新小岩3-1-16	株式会社ニリア・パニー	令和元年9月27日		有	東京都認証保育所
10	めぐみナーサリー	東新小岩1-13-1	株式会社ステラ・バンビーニ	令和元年9月27日		有	東京都認証保育所
11	めぐみ保育園	東新小岩4-17-9	株式会社ステラ・バンビーニ	令和元年9月27日		有	東京都認証保育所
12	スマイルキッズ葛飾保育園(旧: 葛飾区保育園スマイルキッズ綾 瀬園)	西亀有2-20-11	イノセンス株式会社	令和元年9月27日		有	
13	保育所ちびっこランド 葛飾金町園	東金町3-31-16	伊藤 明雄	令和元年9月27日	令和3年7月1日	有	
14	金町ひかり保育所 (第一病院)	東金町4-3-7 1階	社会医療法人社団光仁会	令和元年9月27日		令和2年11月1日	
15	湘南きっず	亀有2-4-8 亀有みんなのクリニック 内3階	医療法人社団湘南会	令和元年9月27日	令和4年5月31日	令和3年1月1日	
16	すこやか保育園 (堀切中央病院)	堀切7-4-3 堀切中央病院	医療法人財団慈光会	令和元年9月27日	令和6年5月1日	令和2年11月1日	
17	さくら保育室 (イムス東京葛飾総合病院)	西新小岩4-1-26	医療法人社団明芳会	令和元年9月27日	令和8年4月1日	令和5年9月1日	
18	BINGO International School	鎌倉4-28-15	BINGO International株式会社	令和5年10月4日		令和5年9月1日	

※証明書とは、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書をいいます。
※令和元年10月1日から令和3年3月31日までは、確認年月日以降全ての施設が無償化の対象となります。
※令和3年4月1日以降が無償化の対象となる期間は、証明書交付年月日以降になります。
No.1からNo.13までの施設は、令和元年10月1日の幼児教育・保育の無償化制度開始以前に証明書が交付されているため、交付年月日は省略。
No.14、No.18の施設は、事業所内の保育事業のため、一般利用の受入はしていない場合があります。

(2) 葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例に規定する基準(国が定める基準を準用)を満たしていないと認められる施設

葛飾区では、令和3年4月1日以降、条例で定める基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象外となります。
下記施設は基準を満たしていることが確認できないため、無償化の対象外となります。
ただし、認可外保育施設が基準を満たすための経過措置期間である令和6年9月末までは、葛飾区外にお住まいで
下記施設を利用していた方は無償化の対象となる場合がございますので、お住まいの自治体にご確認ください。

No.	施設名	所在地	設置主体名	確認年月日	廃止年月日	備考
1	ヤクルト新小岩保育園	西新小岩1-4-1	東京ヤクルト販売株式会社	令和元年9月27日	令和6年10月1日	
2	イムスリハビリテーションセン ター東京葛飾病院 たんぼぼ保育室	堀切3-26-5	医療法人社団明芳会	令和元年9月27日	令和3年1月31日	

※令和元年10月11日から令和3年3月31日までは、基準を満たしていない施設についても確認年月日以降は無償化の対象となりますが、
令和3年4月1日以降は無償化の対象となりません。
No.1からNo.2までの施設は、事業所内の保育事業のため、一般利用の受入はしていない場合があります。